

令和 6 年における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序
及び開廷日割

令和 6 年 1 月 1 日施行

令和 6 年 2 月 27 日施行

令和 6 年 4 月 1 日施行

津家庭裁判所

	目 次
第1 本 庁	1
1 裁判官の配置	1
2 裁判事務の分配	1
3 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等	5
4 代理順序	6
5 開廷日割	7
第2 支部及び出張所	7
1 松阪支部及び伊賀支部	7
2 四日市支部	8
3 伊勢支部	13
4 熊野支部	15
5 尾鷲出張所	15
第3 差戻事件（支部、出張所を含む。）	15
第4 所長の応急措置について	16

第1 本 庁

1 裁判官の配置

判 事	市 原 義 孝
判 事	竹 内 浩 史
判 事	出 口 博 章
判 事	入 江 克 明
判 事	西 前 征 志
判 事	小 川 貴 寛
判 事	深 見 翼
判 事	湯 川 亮
判 事	芹 澤 美知太郎
職権特例判事補	清 水 萌
判 事 補	後 藤 寛 樹

2 裁判事務の分配

(1) 家事事件

ア 家事事件手続法別表第一の審判事件

(ア) 別紙1の1の事件

判 事	市 原 義 孝
-----	---------

(イ) 別紙1の2の事件

判 事	市 原 義 孝 (1 / 2)
-----	-----------------

判 事	入 江 克 明 (1 / 2)
-----	-----------------

(ウ) 後見等開始事件、後見人等監督、報酬付与、その他後見等開始後の事件（いずれも未成年後見事件、任意後見事件を含む。）

判 事	市 原 義 孝 (2 / 5)
-----	-----------------

判 事	入 江 克 明 (3 / 5)
-----	-----------------

(エ) (ア)から(ウ)以外の事件

判事 入江克明

イ 家事事件手続法別表第二の審判事件

(ア) エの(ア)から審判移行した事件

判事 市原義孝

(イ) (ア)を除く事件

判事 入江克明

ウ 審判前の保全処分事件

本案事件を担当する裁判官

エ 家事事件手続法別表第二の調停事件

(ア) 夫婦関係調整調停事件が先行する婚姻費用分担調停事件

先行事件を担当する裁判官

(イ) (ア)を除く事件

判事 入江克明

オ エ以外の調停事件 (カ及びキの事件を除く。)

判事 市原義孝 (1/2)

判事 入江克明 (1/2)

なお、同一当事者間においてエ及びオの両事件が係属するときは、先に係属した事件の配てんを受けた裁判官が後に係属した事件も担当することができる。ただし、これにより判事市原義孝が担当することとなったエの(ア)を除いた事件が審判に移行すると見込まれるに至ったときは、当該エ及びオの両事件を判事入江克明に配てん替えする。

カ 家事再審事件

判事 入江克明

キ 地方裁判所の決定により家事調停に付された事件

地方裁判所で当該事件を担当した裁判官又は判事市原義孝

ク 人事訴訟事件、通常訴訟事件及びこれらに関する再審事件

判 事 入 江 克 明 (1/2)
職権特例判事補 清 水 萌 (1/2)

ケ クの事件で家事調停に付された事件

当該訴訟又は再審事件を担当した裁判官

コ 保全命令事件

判 事 入 江 克 明

サ 保全異議事件及び保全取消事件

判 事 竹 内 浩 史

シ 訴え提起前の証拠収集処分事件

判 事 入 江 克 明

ス 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく雑事件（臨検捜索許可状に
係る事件）

(ア) 勤務時間内

判 事 入 江 克 明

(イ) 勤務時間外及び休日

別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間
外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。

セ 共助事件及び雑事件（ウ、サ、シ及びスの事件を除く。）

判 事 入 江 克 明

ソ 合議事件

裁 判 長	判 事	市 原 義 孝
	判 事	竹 内 浩 史
	判 事	入 江 克 明
	判 事	小 川 貴 寛
	判 事	芹 澤 美知太郎
職権特例判事補	清 水 萌	

判事補 後藤寛樹

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

(2) 少年事件

ア 少年保護事件

(ア) 在宅事件（ぐ犯）及び身柄事件

判事 深見 翼（1／2）

判事 湯川 亮（1／2）

(イ) 在宅事件（ぐ犯除く。）

a 道路交通法違反事件、業務上過失致死傷事件、過失運転致死傷事件

及び簡易送致事件

判事 深見 翼（1／2）

判事 湯川 亮（1／2）

b a以外の事件

判事 出口 博章（5／16）

判事 西前 征志（5／16）

判事 深見 翼（3／16）

判事 湯川 亮（3／16）

イ 準少年保護事件

判事 深見 翼（1／2）

判事 湯川 亮（1／2）

ただし、基本事件を担当した裁判官がいるときには、準少年保護事件を担当する判事深見翼又は判事湯川亮とその裁判官が協議の上、その裁判官の分配とすることができる。

ウ 共助事件及び雑事件（力の事件を除く。）

判事 深見 翼（1／2）

判事 湯川 亮（1／2）

エ 合議事件（観護措置決定（観護措置更新決定を含む。）に対する異議申立及び準抗告事件（熊野支部の異議申立及び準抗告事件を含む。）を含む。）

裁判長 判事 出口 博 章
判事 西前 征 志
判事 深見 翼
判事 湯川 亮
判事補 後藤 寛樹

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

オ 更生保護法第52条第1項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。

カ 観護措置並びに令状及びその他令状に付随する事件 ((1)スの事件を除く。)

(ア) 勤務時間内

判事 深見 翼 (1/2)
判事 湯川 亮 (1/2)

(イ) 勤務時間外及び休日

別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。

(3) 分配の調整

事件の分配について調整を行うために必要があるときは、家事事件は家事事件担当裁判官全員、少年事件は少年事件担当裁判官全員で協議の上調整を図る。

3 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等

(1) 2人以上の裁判官が担当すべき事件の分配は、事件種類別に、受付順に従って行い、年度更新をしない。ただし、再審事件は、基本事件を処理した裁

判官があるときは、その裁判官に分配する。

- (2) 裁判官の病気、長期出張等の事由により一時的に担当事件の処理に支障を生じる場合には、所長及び所長が指定する2名の裁判官の協議により、当該裁判官に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は分配済みの事件の全部若しくは一部を他の裁判官に配てん替えすることができる。
- (3) (2)による事件の分配の停止等の理由となった事由がやんだときは、所長及び所長が指定する2名の裁判官の協議により、負担の調整のため、事件の分配、配てん替えについて必要な措置を執ることができる。

4 代理順序

(1) 裁判長に差し支えのある場合

上席者をもって裁判長とする。

(2) 裁判官に差し支えのある場合

ア 2の(1)及び(2)において、2人以上の裁判官に分配する事件については、

それらの担当裁判官が適宜代理する。

イ アにより代理する裁判官に差し支えのあるとき、又はア以外の事件について担当裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により代理する。

(ア) 家事事件

判 事	入 江 克 明
職権特例判事補	清 水 萌
判 事	小 川 貴 寛
判 事	芹 澤 美知太郎
判 事	竹 内 浩 史
判 事	市 原 義 孝

(イ) 少年事件

判 事	湯 川 亮
判 事	深 見 翼

判 事 西 前 征 志

判 事 出 口 博 章

判 事 補 後 藤 寛 樹

ウ イにより代理する裁判官に差し支えのあるときは、家事事件についてはイ(イ)の順序により、少年事件についてはイ(ア)の順序により代理する。

エ 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する支部の裁判官が代理する。

5 開廷日割

(1) 合議事件		隨時
(2) 一人制事件	入 江 裁 判 官	水、金
	清 水 裁 判 官	月、火

第2 支部及び出張所

1 松阪支部及び伊賀支部

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

府 名	裁 判 官 の 配 置	裁 判 事 務 の 分 配	開 延 日 割	代 理 順 序
松 阪	判事 佐 藤 雅 浩	全 部 (た だ し、次 行記載 の事 件 を除く 。)	月、水	判事 富 岡 健 史 (填補日に限る。) 判事 出 口 博 章
	(填) 判事 富 岡 健 史	別紙2 の1の 事 件 の 3分の 2、別 紙2の 2の事 件全部 、後見 人等監	火、金 (隔週)	判事 佐 藤 雅 浩

		督・報酬付与 ・その他見等開始後 の事件並びに財産 管理条例及び これに付隨する 事件の2分の1		
伊賀	判事 細川八重	全 部 (ただし、次 行記載 の事件 は除く 。)	月、火、水 木、金	判事 深見翼 (填補日に限る。) 判事 西前征志
	(填) 判事 深見翼	別紙 3の 事件	月	判事 細川八重

2 四日市支部

(1) 裁判官の配置

判 事	鵜飼祐充
判 事	日比野幹
判 事	西前ゆう子
判 事	糸井淳一
判 事	高橋正典
判 事	深見菜有子

(2) 裁判事務の分配

ア 家事事件

(ア) 家事審判事件

a 家事事件手続法別表第一の審判事件

(a) 後見等開始事件、後見等監督、報酬付与、その他後見等開始後の事件（いずれも未成年後見事件、任意後見事件を含む。）

判 事 西 前 ゆう子 (1/3)

判 事 高 橋 正 典 (1/3)

判 事 深 見 菜有子 (1/3)

(b) 子の氏の変更についての許可事件

判 事 鵜 飼 祐 充

(c) 別紙4の事件

判 事 糸 井 淳 一

(d) 別紙5の事件

判 事 高 橋 正 典

(e) 氏の変更許可事件、名の変更許可事件、遺言の確認事件、遺言書の検認事件

判 事 日 比 野 幹

(f) (a)ないし(e)以外の事件

判 事 糸 井 淳 一

b 家事事件手続法別表第二の審判事件 ((イ)なお書きの審判移行事件を除く。)

判 事 高 橋 正 典 (2/3)

判 事 深 見 菜有子 (1/3)

(イ) 家事調停事件 ((ウ)及び(オ)の事件を除く。)

a 家事事件手続法別表第二の調停事件

判 事 高 橋 正 典 (2/3)

判 事 深 見 菜有子 (1/3)

b a 以外の事件

判 事 鵜 飼 祐 充 (1/3)

判　事　　高　橋　正　典（1／3）

判　事　　深　見　菜有子（1／3）

なお、調停が審判移行した場合には、調停を担当していた裁判官が移行後の審判事件を担当する。また、判事鵜飼祐充が担当する b の事件と同一の当事者間において a の事件が係属するときは、判事鵜飼祐充が担当する b の事件を同一の当事者間における a の事件が係属する担当係に配てん替えする。

(ウ) 地方裁判所の決定により家事調停に付された事件

地方裁判所で当該事件を担当した裁判官又は判事鵜飼祐充

(エ) 人事訴訟事件、通常訴訟事件及び民事再審事件

判　事　　高　橋　正　典（2／3）

判　事　　深　見　菜有子（1／3）

(オ) (エ)の事件で家事調停に付された事件

判　事　　高　橋　正　典

(カ) 保全命令事件

判　事　　高　橋　正　典

なお、本案係属後に申立てのあった保全命令事件については、本案担当裁判官が担当する。

(キ) 保全異議事件及び保全取消事件

判　事　　日比野　幹

(ク) 合議事件

裁　判　長　　判　事　　鵜　飼　祐　充

判　事　　日比野　幹

判　事　　西　前　ゆう子

判　事　　糸　井　淳　一

判 事 高 橋 正 典
判 事 深 見 菜有子

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

(イ) 前記各号に掲げる事件以外の事件（「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状に係る事件を含む。）

判 事 高 橋 正 典

イ 少年事件

(ア) 少年保護事件

a 身柄事件

(a) 少年法第62条第2項の特定少年に係る原則逆送事件（ただし、裁判員対象事件を除く。）

判 事 深 見 菜有子

(b) (a)以外の事件

判 事 鵜 飼 祐 充

なお、少年法第20条又は第62条第1項に掲げる事件は、判事鵜飼祐充及び判事高橋正典が担当することとし、具体的な事件分配方法等については、所属裁判官が協議して定める。

b 在宅事件

判 事 鵜 飼 祐 充

なお、少年法第20条又は第62条第1項に掲げる事件は、判事鵜飼祐充及び判事高橋正典が担当することとし、具体的な事件分配方法等については、所属裁判官が協議して定める。

(イ) 準少年保護事件

判 事 鵜 飼 祐 充

(ウ) 共助事件

判 事 鵜 飼 祐 充

(エ) 合議事件（観護措置決定（観護措置更新決定を含む。）に対する異議申立事件及び準抗告事件を含む。）

裁判長 判事 鵜飼祐充
判事 日比野幹
判事 西前ゆう子
判事 糸井淳一
判事 高橋正典
判事 深見菜有子

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

(オ) 更生保護法第52条第1項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。

(カ) 観護措置並びに令状及び令状に付隨する事件（「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状に係る事件を除く。）

a 判事高橋正典が担当する事件に係るもの

判事 高橋正典

b a以外の判事鵜飼祐充が担当する事件に係るもの

判事 鵜飼祐充

(キ) 前記各号に掲げる事件以外の事件

判事 鵜飼祐充

ウ 分配の調整

事件の分配について調整を行うために必要があるときは、家事事件は家事事件担当裁判官全員、少年事件は少年事件担当裁判官全員で協議の上調整を図る。

(3) 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等

ア 2人以上の裁判官が担当すべき事件の分配は、事件種類別に、受付順に従ってを行い、年度更新をしない。ただし、再審事件は、基本事件を処理した裁判官があるときは、その裁判官に分配する。

イ 裁判官の病気、長期出張等の事由により一時的に担当事件の処理に支障を生じる場合には、(2)ウの裁判官の協議により、当該裁判官に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は分配済みの事件の全部若しくは一部を他の裁判官に配てん替えすることができる。

ウ イによる事件の分配の停止等の理由となった事由がやんだときは、(2)ウの裁判官の協議により、負担の調整のため、事件の分配、配てん替えについて必要な措置を執ることができる。

(4) 代理順序

ア 裁判長に差し支えのある場合

上席者をもって裁判長とする。

イ 裁判官に差し支えのある場合

(ア) 四日市支部所属の他の裁判官が適宜代理する。

(イ) (ア)により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する本庁又は他支部の裁判官が代理する。

(5) 開廷日割

ア 合議事件 水

イ 一人制事件 高橋裁判官 月、水

深見裁判官 金

3 伊勢支部

(1) 裁判官の配置

判	事	小川清明
判	事	富岡健史

(2) 裁判事務の分配

ア 家事審判事件

(ア) 家事事件手続法別表第一の審判事件

(a) 後見人等監督、報酬付与、その他後見等開始後の事件（いざれ
も未成年後見事件、任意後見事件を含む。）各2分の1

判 事 小川清明

(b) (a)以外の事件

判 事 富岡健史

(イ) 家事事件手続法別表第二の審判事件

(a) 家事事件手続法別表第二の調停事件から審判移行した事件
当該調停事件を担当した裁判官

(b) (a)以外の事件

判 事 富岡健史

イ 審判前の保全処分事件（別表第二の審判事件を本案とするものを除
く。）

判 事 富岡健史

ウ 保全命令事件

判 事 富岡健史

エ 訴え提起前の証拠収集処分事件

判 事 富岡健史

オ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状に係る事件

判 事 富岡健史

カ 家事調停事件（人事訴訟事件、通常訴訟事件及びこれらに関する再審事
件で家事調停に付された事件を除く。）

判 事 小川清明（1／2）

判 事 富岡健史（1／2）

キ 前記各号に掲げる事件以外の事件

判事 小川清明

(3) 代理順序

ア 伊勢支部所属の他の裁判官が代理する。

イ アにより代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する本庁又は他支部の裁判官が代理する。

(4) 開廷日割

小川裁判官 月、火、木、金

4 熊野支部

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

府名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	代理順序
熊野	判事 前田 優太	全部	月、火、木	判事 小川貴寛

5 尾鷲出張所

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

府名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	代理順序
尾鷲	判事 前田 優太	全部	水、金(第2)	判事 小川貴寛

6 松阪支部、伊賀支部、熊野支部及び尾鷲出張所において代理順序により定められた裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する本庁又は他支部の裁判官が代理する。

第3 差戻事件（支部、出張所を含む。）

1 家事事件

判事 入江克明

ただし、判事入江克明に差し支えがあるときは、職権特例判事補清水萌が担

当する。

2 少年事件

原裁判担当裁判官以外の第1の2の(2)の裁判事務の分配の事件類型による少年事件担当裁判官に順次分配する。ただし、分配を受ける裁判官に差し支えのあるときは、第1の4の(2)の順により担当する。

第4 所長の応急措置について

上記の定めにより難い事務の分配について緊急の事情がある場合は、所長において応急の措置を講ずることができる。

(別紙1の1)

- 1 保護者の選任等事件
- 2 遺言書の検認事件
- 3 遺言の確認事件
- 4 特別代理人選任（利益相反）事件
- 5 氏の変更許可事件
- 6 名の変更許可事件

以 上

(別紙1の2)

- 1 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長事件
- 2 相続の放棄及び同取消しの申述受理事件
- 3 限定承認及び同取消しの申述受理事件

以 上

(別紙2の1)

- 1 子の氏の変更許可事件
- 2 相続放棄の申述受理事件
- 3 相続放棄をすべき期間の伸長事件
- 4 限定承認申述受理事件

以上

(別紙2の2)

- 1 氏の変更許可事件
- 2 名の変更許可事件
- 3 遺言書の検認事件
- 4 死後離縁許可事件
- 5 特別代理人選任事件
- 6 扶養義務者の指定事件

以 上

(別紙3)

- 1 子の氏の変更許可事件
- 2 相続放棄の申述受理事件
- 3 相続放棄をすべき期間の伸長事件
- 4 限定承認申述受理事件
- 5 特別代理人選任事件

以 上

(別紙4)

- 1 不在者の財産の管理に関する処分事件
- 2 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等事件
- 3 相続財産の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分事件
- 4 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任事件
- 5 特別縁故者に対する相続財産の分与事件
- 6 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服事件（戸籍法）
- 7 施設への入所等についての許可事件（生活保護法等）
- 8 破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等事件（破産法）
- 9 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失事件（破産法）
- 10 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理事件（破産法）

以上

(別紙 5)

- 1 親権喪失、親権停止又は管理権喪失事件
- 2 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し事件
- 3 親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可事件
- 4 推定相続人の廃除事件
- 5 推定相続人の廃除の審判の取消し事件
- 6 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分事件
- 7 都道府県の措置についての承認事件（児童福祉法）
- 8 都道府県の措置の期間の更新についての承認事件（児童福祉法）

以 上

令和6年における司法行政事務の代理順序

令和6年 1月 1日施行

令和6年 4月 1日施行

津家庭裁判所

1 本庁

所長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	竹	内	浩	史
判	事	出	口	博	章

2 松阪支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	出	口	博	章
判	事	竹	内	浩	史

3 伊賀支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	入	江	克	明
判	事	西	前	征	志

4 四日市支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	日	比	野	幹	
判	事	西	前	ゆ	う	子

5 伊勢支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	竹	内	浩	史
判	事	出	口	博	章

6 熊野支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 西 前 征 志

判 事 入 江 克 明